

笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準(案)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

1. 条例の名称

笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の考え方

笠間市放課後児童健全育成事業については、現在、笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例を制定し、利用手続きや対象児童等について定めているが、児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について新たな基準を定めることとなった。

そこで、笠間市では厚生労働省令で定める基準を踏まえ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を新たに定める。

国が定める基準 「従うべき基準」：従事する者（職員の資格）・員数

「参酌すべき基準」：それ以外の項目

なお、笠間市には、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、国の基準通りに従う。

ただし、笠間市放課後児童クラブ（各小学校敷地内に設置した公設児童クラブ）の運営については、委託事業者の行うサービスの差により利用者へ不平等が生じない様に、現行の笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例および笠間市放課後児童クラブ運営規則によって、利用時間・保護者負担金・利用手続き等について統一した基準を定めることとする。

3. 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の位置づけ

笠間市放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

内容：事業者・設備・従事者 等

対象：児童クラブ事業者全般（笠間市放課後児童クラブ委託事業者およびその他の民間事業者）

笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例（一部改正）

内容：実施場所・対象児童・保護者負担金 等

笠間市放課後児童クラブ運営規則（一部改正）

内容：定数・利用時間及び休所日・届出 等

対象：笠間市放課後児童クラブ委託事業者・利用児童の保護者

笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

1. 総論関係

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
事業者の 一般原則 等	事業を利用している児童(以下「利用者」という。)の人権への配慮、人格の尊重	参	国の基準どおり
	地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明	参	
	運営の内容についての自己評価、結果の公表	参	
	放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備(採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない)	参	
	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等	参	
職員の一般 的要件 等	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参	国の基準どおり
	常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない	参	
	放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保	参	

2. 設備関係

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
事業所に 設ける設 備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置	参	国の基準どおり
	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない	参	
	専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない(児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	参	
	専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない	参	

3. 職員関係

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
従事する者	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(指導員)を置かなければならない。	従	国の基準どおり
	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち、1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。	従	
	放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有するもの ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	従	
	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね40人以下とする。	参	
	放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	従	

4. その他

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
その他の運営基準	利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	参	国の基準どおり
	職員の利用者に対する虐待等の禁止	参	
	利用者の使用する設備、食器等または飲用に供する水についての衛生管理	参	
	感染症又は食中毒の発生、まん延の防止	参	
	必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること	参	

その他の 運営基準	放課後児童健全育成事業者ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めること ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置に関する事項 等	参	国の基準どおり
	職員、財産、収支及び利用者への処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	参	
	職員の秘密の漏洩の禁止等	参	
	利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等	参	
	市から指導又は助言を受けた場合の必要な改善	参	
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力	参	
	開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参	
	開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参	
	保護者との綿密な連絡(利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと)	参	
市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援	参		

その他の 運営基準	事故が発生した場合の市、保護者等への連絡等	参	国の基準どおり
	賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参	

5. 経過措置

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
経過措置	施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を終了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。	従	国の基準どおり